

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人賛育会（以下「本会」という。）定款第8条「評議員の報酬等」及び第22条「役員及び会計監査人の報酬等」に基づき、評議員、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬等の支給)

第2条 評議員、役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常務理事（常勤）については、報酬及び退職慰労金を支給する。
- (2) 評議員及び非常勤役員については、その地位にあることによる支給は行わないこととし、会議や委員会への出席、業務出張、監事監査の場合に別表1の通り費用を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常務理事（常勤）は年俸制とし、「役員報酬」と「業務報酬」の合計額とする。

- (1) 「役員報酬」は、別表2の通りとする。
- (2) 「業務報酬」は、職員賃金規定に準じて支給する。
- (3) 退職慰労金については、別表3に定める算式により算出される額とする。
ただし、法人の業績並びに財政事情、及び退任する常務理事の過失等を考慮し、上記支給額を減額或いは支給しないことがある。これはについては、評議員会が決定する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、2017年6月24日から施行する。

別表1 評議員、非常勤役員等の報酬等

1. 理事会・会議等へ出席の報酬（手当）については、次の通りとする。

	理事会・評議員会		各種会議		
	理事長	役員・評議員	理事長	委員長	委員
手 当	33,000	15,000	22,000	17,000	15,000
交 通 費	実 費	実 費	実 費	実 費	実 費

*常務理事、施設長理事には交通費実費のみを支給する。

2. 監事監査時手当

監事監査時の手当は、33,000円とする。

3. 業務出張旅費

交 通 費	食 費	宿 泊 費	日 当
実 費	朝 食 1,500円 昼 食 1,000円 夕 食 2,000円	東京・政令指定都市 12,000円 その他の都市 10,000円	3,600円

(注) 上記の他は職員旅費規程を準用する。但し、施設長理事にあつては、役員として出張する場合にのみ適用する。

4. 必要経費

都内交通費、その他の事務雑費は本人の請求によりその実費を支出する。

別表2 常務理事の「役員報酬」

年額 3,600,000円（月額 300,000円）

別表3 常務理事の退職時慰労金の算定式

（退任時年俸額の1/2分の1相当額）×在任年数×支給率（1.2）

*但し、1年に満たない場合は月割とする。